

# 會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號 四 第 卷 一 十 第

## 論 說

農業社會主義論(一)……………法學博士 河田 嗣郎

累進課税の弱點に就きて……………法學博士 神戶 正雄

支那古來の限田說……………文學士 小島 祐馬

價值論上のリカアドとマルクス(一)……………經濟學士 堀 經夫

人格主義の立場に於ける經濟と人生の考察(一)……………法學士 石川 與二

## 時事問題

排日問題に就きて……………法學博士 神戶 正雄

我海運政策に對する國民の反省……………法學博士 戸田 海市

## 雜 錄

三種の「資本論」邦譯……………法學博士 河 上 肇

世界戰爭と人口の變動……………法學士 汐見 三郎

朝鮮千瀉地利用論……………經濟學士 三田村 一郎

新著紹介……………法學士 汐見 三郎

## 支那古來の限田説

小島 祐馬

限田とは人民に土地の私有を許し、而も其私有の最高限度を定めて之を超過せしめざるの謂である。支那に於いて始めて限田説を唱へたるは前漢の董仲舒である。其説に曰はく、

「古者税民不過什一、其求易共使民不過三日、其力易足、民財內足以養老盡孝、外足以事上共稅、下足以畜妻子極其愛、故民說從上、至秦則不然、用商鞅之法、改帝王之制、除井田、民得賣買、富者田連阡陌、貧者亡立錐之地、又陂川澤之利、管山林之饒、荒淫越制、險侈以相高、邑有人君之尊、里有公侯之富、小民安得不困、又加月爲更卒、已復爲正、一歲屯戍、一歲力役、三十倍於古、田租口賦鹽鐵之利、二十倍於古、或耕豪民之田、見稅什五、故貧民常衣牛馬之衣、而食犬彘之食、重以倉暴之吏、刑戮妄加、民愁亡聊、亡逃山林、轉爲盜賊、赭衣半道、斷獄歲以千萬、數漢興循而未改、古井田法雖難卒行、宜少近古限民名田、以濟不足、塞并兼之路、鹽鐵皆歸於民、去奴婢、除專殺之威、薄賦斂、省繇役、以寬民力、然後可善治也。」(漢書食貨志)

董仲舒は他の多くの學者と同じく周代に於いて井田法の行はれたることを信するものである。井田法とは當時にありて殆んど唯一の生産手段とも謂ふべき土地を國家の公有とし、之を人民に平

等に分配して使用收益せしむる制度をいふ。董仲舒に従へば此井田法は秦に至りて商鞅が土地の私有を許し、之を賣買するを得しめたるが爲めに忽ち崩壊し、其結果として甚しき貧富の懸隔を惹起すに至つたのである。而して彼は此社會上の缺陷を救済する手段として、此際井田法の復活は猝に望むべからずと雖、人民をして其所有の田に制限を立てしめ、富者をして此制限に過ぎざらしむるときは、貧弱の家以て足ることを得べしとしたのである。

是れ即ち彼の限田説である。此の如く彼は土地の私有に制限を設けざるべからざるを説きしと雖、而も未だ之を幾何に制限すべきかを説かず、又其方法に就いても何等言及する所がなかつた。董仲舒の此意見は當時爲政者の顧る所とならざりしが、前漢の哀帝の時に至り限田説が殆んど實際に施行せられんとしたことがある。それは師丹の次の上言に本づくものである。

「古之聖王、莫不設井田、然後治乃可平、孝文皇帝承亡周亂秦兵革之後、天下空虛、故務勸農桑、帥以節儉、民始充實、未有并兼之害、故不爲良田及奴婢爲限、今累世承平、豪富吏民、貲數鉅萬、而貧弱愈困、蓋君子爲政、貴因循而重改作、所以有改者、將以救急也、亦未可詳宜略爲限、」〔漢書〕  
食貨志

天子其議を下すや丞相孔光と大司馬何武とは次の如く復奏した。

「諸侯王列侯皆得名田國中、列侯在長安、公主名田縣道、及關內侯吏民名田、皆無過三十頃、諸侯王奴婢二百人、列侯公主百人、關內侯吏民二十人、期盡三年、犯者沒入官、」〔同上〕

そこで愈實施といふことになつて、董賢丁傳の如き隆貴事を用ふる臣が、皆自己に不利益なるの故を以て之を妨害した爲めに、遂に沙汰止みとなつた。此時の意見は土地私有の最高限度を三十頃（一頃は百畝）とし、三年の期限内に此標準にひき直すといふのであつた。

後漢に至りて苟悦も亦限田の論を爲して居る。曰はく、

「古者十一而税、以爲天下之中正、今漢人田或百一而税、可謂鮮矣、然豪富強人、占田愈多、其賦太半、官收百一之税、而人輸豪強太半之賦、官家之惠優於三代、豪強之暴酷於亡秦、是以惠不下通、而威福分於豪人也、今不正其本、而務除租税、適足以資富強也、孝武皇帝時、董仲舒嘗言宜限人占田、至哀帝時、乃限人占田、不得過三十頃、雖有其制、卒難施行、然三十頃又不平矣、且夫井田之制、不宜於人衆之時、田廣人寡、苟爲可也、然欲廢之於寡、立之於衆、土田布列在豪強、卒而革之、並有怨心、則生紛亂、制度難行、由是觀之、若高祖初定天下、光武中興之後、人衆稀少、立之易矣、既未悉備井田之法、宜以口數占田、爲之立限、人得耕種、不得賣買、以贖貧弱、以防兼并、且爲制度張本、不亦宜乎、雖古今異制、損益隨時、然紀綱大略、其致一也、」(『通典』卷一引)

彼は又其著『申鑒』(卷二)に於いて「專地非古也、井田非今也」といひ、又「耕而勿有、以俟制度」とも言つて居る。之を要するに彼は租税の輕減を以て適以て富者を利するに足つて、貧者を贖はず所以に非ずとし、井田の法を以て田廣く人寡き時に行ふ可く、當時の如く田狭く人多き時に宜しか

らすとなし、結局今日に在りては限田の制を設けて土地の賣買を禁じ、以て兼并の弊を防ぐの外なしとするものである。而して彼は其制限を三十頃とするは猶不公平に失するを難するも、而も彼は幾何の制限を以て適當と爲せるや明言する所がない。

以上は兩漢時代に於ける限田説の梗概を述べたのであるが、以下述べんとする所の蘇洵鄭介夫等の限田説も、畢竟此等の思想を本とし、多少之を損益したるものに外ならぬ。

宋の蘇洵の限田の説を爲すや、先づ當時に於ける土地所有者と農業労働者との關係を述べ、其甚しき不合理を指摘して居る。

「周之時用井田、井田廢、田非耕者之所有、而有田者不耕也、耕者之田、資於富兵、富民之家、地大業廣、阡陌連接、募召浮客、分耕其中、鞭笞驅役、視以奴僕、安坐四顧、指麾於其間、而彼屬之民、夏爲之耨、秋爲之穫、無有一人違其節度、以嬉而田之所入、已得其半、耕者得其半、有田者一人、而耕者十人、是以田主日累其半、以至子富彊、耕者日食其半、以至子窮餓而無告。」〔蘇老泉先生全集〕卷五田制〕

是れ即ち農業労働者を窮餓せしめて、土地所有者獨り坐して富彊の利を食むの非理を鳴らしたものである。猶彼は當時の制度に在りては土地所有者に於いても納税の負擔に就いて不平あることを述べたる後、斯く貧民は耕して飢を免れず、富民は坐して飽き且嬉んで又不平を免れざるが如

き社會上の弊害は、皆井田を廢せしに起因すと斷じて居る。されば井田を復すれば貧民は自ら田を有して之を耕し、其所得を富民に分つを要せざれば、以て饑餓の憂なかるべく、富民も多く田を所有して貧民を餉することを得ず、勢自ら耕さざれば食を得るに道なきこととなり、納税上の不平なども一掃されるであらうと言つて居る。

然らば井田復すべきかといふに、蘇洵はそは今日到底不可能であることを力説して居る。彼は荀悅の説を引き今日井田法を實施せんせば富民の田を奪ひて之を無田の民に與へざるべからず、それでは富民が服しないで亂を生ずる基である。故に之を實施するには大亂の後土廣くして人稀なる時を最便とすといふものあるも、是説は誤なりとし、たとひ富民の田を奪ふことなく、假りに富民が自ら進んで其田を奉じて之を公に歸し、井田と爲さんことを乞ひたりとするも、其勢必ず實施することを得ざるものなりとするのである。其理由はこうである。

「何則井田之制、九夫爲井、井間有溝、四井爲邑、四邑爲丘、四丘爲甸、甸方八里、旁加一里爲一成、成間有洫、其地百井而方十里、四甸爲縣、四縣爲都、四都方八十里、旁加十里爲一同、同間有澮、其地萬井、而方百里、百里之間、爲澮者一、爲洫者百、爲溝者萬、既爲井田、又必兼備溝洫、溝洫之制、夫間有遂、遂上有徑、十夫有溝、溝上有畛、百夫有洫、洫上有涂、千夫有澮、澮上有道、萬夫有川、川上有路、萬夫之地、蓋三十二里有半、而其間爲川爲路者一、爲澮爲道者九、爲洫爲涂者百、爲溝爲畛

者千、爲遂爲<sub>レ</sub>徑者萬、此二者非塞溪壑、平澗谷、夷丘陵、被墳墓、壞廬舍、徙城郭、易疆隴、不可爲也、縱使能盡得平原廣野、而遂歸畫於其中、亦當驅天下之人、竭天下之糧、窮數百年、專力於此、不治他事、而後可以望天下之地盡爲井田、盡爲溝洫、已而又爲民作屋廬於其中、以安其居、而後可吁、亦已迂矣、井田成、而民之死、其骨已朽矣、(同上)

之を要するに井田の法、溝洫の制の如き瑣細煩密のことは、今の天下の能く爲す所に非ずとするのである。然らば古は如何といふに、彼に従へば井田は周の代に至つて始めて興るといふことは到底出来ない。これ恐らく唐虞時代に始まり、夏殷時代に稍之を葺治し、周に至つて大に備つたもので其由つて來る所漸なりと考へて居る。

夫れ此の如く井田の制は今日に便なりと雖、而も今日に實行すべからずとせば、今誠に能く井田に近きものを爲して之を用ふることを得ば、亦以て人民を蘇生せしむることが出来るであらうことは次に蘇洵の考へた所である。そこで彼は此要件に適するものとして極めて温和なる限田の制を探らんとするものである。彼は董仲舒の限田の説が後世未だ行はれざるは、民に便ならざる爲めではない、民の其田を損じて吾法に入るゝを肯せず、遂に此に因つて變を爲すことを懼るゝが爲めであるとなし、又孔光何武は吏民の所有田三十頃を過ぐるることなからしめ、三年の期を設け此期を過ぎて犯す者は官に没入するとして居るが、三十頃は周の民三十夫の田に當る、どのみち

盡く周制の如くすることは出来ないにしても、一人にて三十夫の田を兼ねることは亦餘りに多きに過ぎ、且之を三年に期するは是又餘りに迫蹙にして、是れ人情にあらす用ひ難しと爲して居る。然らば如何せば可なるかといふに、彼は曰はく、

「吾欲少爲之限而不奪其田、嘗已過吾限者、但使後之人不敢多占田以過吾限耳、要之數世、富者之子孫、或不能保其地以復於貧、而彼嘗已過吾限者、散而入於他人矣、或者子孫出而分之、以無幾矣、如此則富民所占者少而餘地多、餘地多則貧民易取以爲業、不爲人所役屬、各食其地之全利、利不分於人、而樂輸於官、夫端坐于朝廷、下令于天下、不驚民、不動衆、不用井田之制、而獲井田之利、雖周之井田、何以遠過於此哉、」(同上)

此に由つて觀れば蘇洵の限田說の特徴とする所は其期限を定めざる點に在る。即ち既に一定の制限を超過して土地を所有するものは、其制限に達するまで其超過せる部分を賣ることを得るも、新に土地を買ふことを許さず、又其所有額が一定の制限に達せざるものは、其制限に届くまで土地を買ふことを許す。是れ富者をして其財産を減ずることを得るも之を増すことを得ざらしめ、貧者をして其財産を減ずる機會を少くして之を増す機會を多からしむるものにて、數代を關する間には富者の子孫或は其土地を保つこと能はずして散じて他人の手に入り、貧民取つて以て業を爲し易きに至るべく、敢て富者に奪つて貧民に施すことをせず、自然に其懸隔を去ることを得る



のである。是れ誠に民を驚かさず衆を動かさずして貧富を齊しくするの妙術なりとするのである。唯彼は其私有を許す範圍を三十頃とするは多きに失すとなし、「吾欲少爲之限」といへるも、然も其制限を幾何に定むるかに就いて何等明言する所なきは、聊論じて盡さざるの感があるのである。

最後に鄭介夫が元の成宗に上る書に言ふ所の限田の説の要點を示さん。鄭介夫も豪強兼并の弊を制して貧弱をして其處を得しむるの道、唯井田の一法あり、而も今得て行ふべからずとするこゝと、他の限田論者と少しも異なる所はない。而して其要點に曰はく、

「今之計豪強卒難禁止、惟有限田之法、可以制之、酌古准今、宜爲定制、每一家無論門閥貴賤人口多寡、並以田十頃爲則、有十頃以上、至于千頃者、聽令分析、或與兄弟子姪姻黨、或立契典、賣外人、但存十頃而止、……十頃以下、至于一畝者、許令增買、亦至十頃而止、寬以五年爲限、如過限、不依制而田富如故者、除十頃外、並沒入官、然官不歸於公、仍將沒官田、召賣與貧民、所得田價、一半輸官、一半給主、彼富者亦甘心而無辭、不出十數年、而豪強不治而自無矣、此法不驚民、不動衆、不用井田之制、而獲井田之利、使周公復生、亦以易此哉、」〔『右編』卷三十一〕

是れ私有地の限度を十頃と定め、既に十頃以上を所有するものは、其超過せる部分を贈典典賣せしめ、其所有十頃に充たざる者は増買して十頃に至らしむるを許す。而して五年を以て限とし、

限を過ぎて猶制の如くせざるものは、十頃を除く外之を官に没入し、官之を貧民に賣與し、其賣上金の一半は之を官に輸し、一半は之を其主に給すといふのである。彼も亦民を驚かさず衆を動かさざるを眼目とし、なるべく富者の利益をも尊重するを見るも、若し溫和手段といふことがよいことであるとするならば此點に於いては到底蘇洵の説に及ばないものである。併し其代りに彼に比し効果を擧ぐることの速なるべきは固より言ふまでもない所である。

鎌米の林勘が『本政書』に言ふ所の、一夫の占田を五十畝となし、無田の者、游惰不作の者を皆驅つて農に課せしめ、土地所有者の五十畝に餘れる田を耕さしめんとする説も、亦一種の限田説と見ることが出來やう。

支那に於ける古來の限田説は以上述ぶる所を以て盡きたりといふには非ざるも、こゝには唯限田説の略如何なるものなるかを示さんことを目的とするが故に、以上其代表的思想とも見るべきものを列擧するに止むる。

限田説は言ふまでもなく土地の公有均分の制度と、土地の私有を無制限に認むる制度との折衷案にして、従つて其理論として不徹底の嫌あることは固より免れざる所である。但一の政策として「民を驚かさず衆を動かさず」平穩無事の間に貧富懸隔の弊を制する爲めには亦一案たるを失はぬと思ふ。其最溫和手段を主張する蘇洵の説と雖、之を彼の私有制度を無制限に認めながら「使富民皆得推恩於貧民、而貧民亦群知自好而恥犯法」(黃中監限田論)以て人々をして各其所を得し

めんとするが如き恩情主義に比するならば、猶徹底せる貧富問題の解決方法と言へるであらう。

然るに限田説につきて吾人の最解し難きことは、限田論者の總べてが井田法を以て最高の理想となし其實施を希望しながら、而も勢行ふべからずとして容易に之を拋棄する一事である。井田法の根本精神は土地を公有とし、之を人民に均等に分配してすべての者に生活の保障を與へる點に在る。土地を井字形に分割し、或は溝洫澮川を繞らすといふが如きは抑形式の末である。此等形式を具備することの困難を理由として直ちに井田法の精神をも棄て去るといふことは、眞に井田法を解するものと謂ふことは出来ない。且後魏の均田にしても、唐の班田にしても、皆井田法の遺意である。其久しからずして瓦解したのは、井田法の精神たる公有均分の方針の不可なりしが爲めではなく、却つて公有均分の精神を徹底せしめざりしことに其因を有して居る。井田法の精神をも後世に到底實行すべからざるものと見るものあらば、そは此事實を無視するものである。若し夫れ土地所有者が農業労働者を掠奪することの不合理を認めながら、而も此不合理より脱する爲めに「民を驚かし衆を動かす」ことを甚しく懼るゝに至つては、其の何の意たるかを解するに苦しむものである。(完)